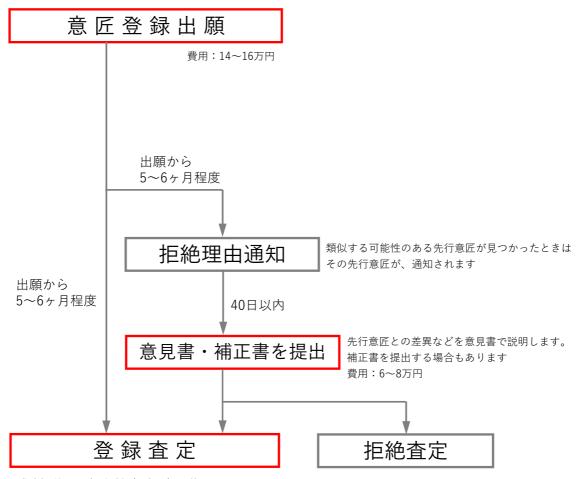
意匠登録出願の流れ

2020年5月18日

出願前に展示や販売をした場合、原則として、意匠登録できなくなります ただし、1年以内であれば、例外規定の適用を受けることができます



成功報酬および登録料(1年分):約7万円 意匠権は、維持年金を納付することにより 出願日から25年間、存続可能です

金額は、あくまで目安です。 内容によって、上記の金額より増減する場合がございます。



〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号 TEL: 06-6631-0021 FAX: 06-6641-0024 URL: https://www.kamada-pat.com/